

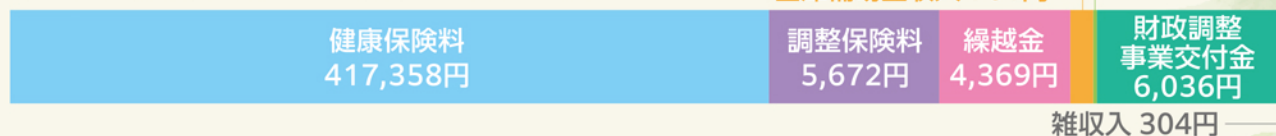
	一般勘定	介護勘定
収入総額	5,969,124千円	544,507千円
支出総額	5,759,000千円	550,339千円
収支差引額	210,124千円	4,168千円

北海道コンピュータ関連産業健康保険組合の令和6年度事業と収入支出決算状況(一般・介護)につきましては、去る7月7日(月)開催された第98回組合会において審議され、全員一致のうえ承認決定されました。

1人当たりでみる令和6年度決算の収入と支出

◎1人当たり収入…合計434,624円

出産育児交付金 124円
国庫補助金収入 761円



◎1人当たり支出…合計419,324円

財政調整事業拠出金 5,664円
保健事業費 18,576円



マイナ保険証利用時には、電子証明書の有効期限をご確認ください！

電子証明書の有効期限について

マイナ保険証では、マイナナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いて資格確認を行っていますが、この電子証明書の有効期限は5年間(電子証明書発行日から5回目の誕生日まで)となっています。

電子証明書の有効期限を確認するにはどうしたら？

電子証明書の有効期限はマイナナンバーカードの券面に記載されていますので、有効期限が切れる前に更新手続きをお願いします。
券面に有効期限の記載がない場合は、マイナポータルにログインすると確認できます。



こちらに記載されています

更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3ヵ月前を目途に「有効期限通知書」が送付されますので、お住まいの市区町村窓口で、更新手続きをお願いいたします。※電子証明書の更新や再発行の手続きはオンラインではできません。

電子証明書の有効期限について、医療機関の顔認証付きカードリーダーでもアラートが表示されます。

有効期限3ヵ月前～有効期限

カードリーダーの画面に、3ヵ月以内に有効期限が切れる旨表示されます。マイナ保険証は利用できますが、お早めに更新手続きをお願いします。

有効期限が切れてから3ヵ月間

カードリーダーの画面に、有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。有効期限切れから3ヵ月間は引き続きマイナ保険証で受診できますが、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。速やかに手続きをしてください。

有効期限が切れてから3ヵ月後以降

カードリーダーの画面に、電子証明書失効のため手続きが必要な旨表示されます。有効期限切れから3ヵ月を過ぎると、マイナ保険証の利用ができません。速やかに手続きをしてください。



お問い合わせ先

マイナナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分